タツモ グリーン調達ガイドライン

タツモ株式会社

２０１４年4月1日

環 境 理 念

私たちタツモはハイテクノロジーとヒューマニズムの接点を求め、常に技術革新に挑戦しています。人と自然との共生をめざした豊かな未来を創造するために、地球環境の保全および継続的改善が経営上の重要テーマとの認識に立ち、環境と調和した事業活動に取り組み、環境保全活動を推進します。

は じ め に

地球環境問題は人類の生活・動植物の基盤に関わる問題であり、環境の保全や有害物質の管理に対する企業の役割は重要になってきました。

グリーン調達は、この活動の一環として、積極的に環境保全に取り組んでいるお取引先様から環境負荷の少ない部品･材料等を調達する事を目的としております。

このような背景のもと、タツモ製品を構成する部品・材料の供給元であるお取引先様におきましても、含有化学物質の把握、管理、伝達において重要な役割を担って頂くこととなります。環境保全は、社会全体に関わるテーマであり、お取引先様のご協力をもって推進してまいりたく宜しくお願い申し上げます。

タツモ グリーン調達 基本方針

1．公正かつ健全な企業活動
タツモ株式会社は、法令を遵守し社会規範を尊重することにより、公正かつ健全な企業活動を行います。

2．顧客満足の実現
タツモ株式会社は、顧客の信頼と満足を得る品質の製品を提供し、つねに挑戦する精神をもち継続して改善に取り組みます。

3．環境保全活動の推進
タツモ株式会社は、人と自然との共生をめざした豊かな未来を創造するために、環境と調和した事業活動に取り組み、地球環境保全活動を推進します。

4．グリーン調達
地球環境保全の為に、製造から使用、廃棄に至るまで、環境負荷の小さい部品・材料などの調達品を優先すると共に、部品・材料の供給元におきましても、環境保全に積極的に取り組んでいるお取引先様を優先します。

２０１４年4月1日
タツモ株式会社　調達部

1．目的

この「グリーン調達ガイドライン」はタツモ株式会社およびその関係子会社（以下、併せて「タツモ」という）が、製品、部品、原材料などを調達するときの基準を示したものです。各国の環境関連法規制を順守し、お取引先様と協力して環境負荷低減活動に取組み、製品の環境品質の向上に努めることを目的とします。

2．適用範囲

タツモが生産・販売する製品の構成部品、原材料などタツモが調査対象とする調達品に適用します。

① 材料（金属材料、樹脂材料、セラミック材料等）
② 部品・部材（機械・電気・電子部品、ねじ類、配管・配線材等）
③ 副資材（はんだ、接着剤、各種テープ、インク等）
④ 製品の付属品（取扱説明書・保証書用の用紙・トナー）および配送・保護に用いる包装材料（緩衝材、ダンボール、フイルム、リール、粘着テープ等　）
但し、顧客要求事項の対象となっていないものは ④ 項の対象外とします。
⑤ 製品の生産活動に使用・消費する資材等〔気体、液体（溶剤、薬品、洗剤、油類等)、固体（薬品、洗剤等)〕
⑥ 対象外：顧客要求事項等による指定された部品、材料

3．用語の説明

（1）物品

製品の構成部品、部材、材料、副資材及び包装材料や製品の生産活動に使用・消費する資材など。

（2）使用禁止物質

・現在法規制で製品含有が禁止、あるいは含有濃度の上限が定められている物質。
・タツモ「含有化学物質調査要領」で定めた使用禁止物質。

（3）使用制限物質

・使用禁止物質以外で、条約・法規制により期限を定めて製品含有が禁止される物質。
・物品への含有を認める期限を設定し、その期限以降の含有を禁止する化学物質。

（4）管理物質

物品への含有の有無、含有量、使用部位、用途等の把握を必要とする化学物質。

（5）環境影響物質

使用禁止物質、使用制限物質および管理物質。

4．グリーン調達ガイドラインの要求事項

環境保全活動は、以下の仕組みが有効に機能していることが必要です。また、お取引先様の調達先においても同様の仕組みが構築、維持できるよう、管理・指導等を行ってください。

4．1　仕組みに関する要求事項

（1）事業活動の環境管理システム

環境マネジメントシステム（「ＩSO１４００１」「エコアクション２１」「エコステージ」等）の認証取得または取得計画により推進中であること。もしくは、独自に運用管理する有効な環境保全に関する以下の

取組みを実施していること。
① 環境保全について企業理念・方針・目標が明確にされていること。
② 環境保全活動を推進する組織・体制が明確にされていること。
③ 環境関連法規制を順守していること。（土壌・地下水汚染防止対策等を含む）
④ 全従業員に対し、環境保全に関する教育・啓蒙を行っていること。
⑤ 環境に配慮した製品造りおよび物流の合理化を行っていること。

（2）製品含有化学物質に関する管理を確実にする仕組みの構築および運用
設計から調達、製造、出荷までの全ての工程において、使用禁止物質を含有する製品・部品を造らない、使用しない仕組みを構築し、常に維持向上に努めていること。もしくは、以下の取組みを実施していること。
① 製品を構成する部品・材料等の化学物質含有情報を必要な時期に入手し、その情報管理ができていること。
② 製品含有化学物質管理を推進する体制（組織、役割、責任）が明確にされていること。
③ 関連する従業員に製品含有化学物質に関する必要な教育を実施していること。

4．2　調達品の選定基準および要求事項
タツモで定義する化学物質は、国際的環境規制並びに国、地方自治体などの環境規制のほか、顧客要求事項などを考慮して定め、タツモ製品の法規制への対応を実施します。

（1）タツモの製品を構成する物品の管理
タツモに納入する物品の中に、使用禁止物質を含有していないこと。
また、管理物質を含有する場合は、その使用量、使用部位を把握していること。
国内外の法規制により使用の禁止、使用の制限、報告義務またはその他の規制がある化学物質等の把握に努めていること。

（2）タツモに納入される物品の製造過程で使用・消費する物質
製造過程で使用される物質には、使用禁止物質を使用していないこと。
環境、健康、または安全の面から重大な影響がある化学物質、有害廃棄物管理を要求される可能性がある化学物質および使用済み製品処理に悪影響を及ぼす可能性のある化学物質等の物品への含有、使用量、部位を把握していること。

4．3　特記事項
下記の項目に該当する場合は、購入仕様書・代替品計画等で別途定めるものとします。
① 製品の要求仕様などにより調達品の仕様が本ガイドラインと異なるもの。
② 禁止化学物質の使用廃止に伴い、製品の安全性・信頼性の確保が著しく困難になるもの。

5．タツモの評価
5．1 取引先評価
グリーン調達では、従来の評価基準「品質（Q）・コスト（C）・納期（D）」に、「環境配慮（E）」に関する内容を含めて総合的な【調達品評価】を行います。
タツモでは、調査対象含有化学物質の不使用または、管理・低減された物品を優先調達すると共に、その製造工程においても環境保全に積極的な取組みをされているお取引様を優先します。

５．２ 環境保全に対する自己評価

「仕組みに関する要求事項」については、（別紙　１）の「環境保全活動に関する取組み調査票」で自己評価をして頂き、タツモ調達部門へ提出してください。

（※本ガイドラインの 別紙 １ をコピーして、ご記入ください。）

尚、お取引先様の環境関連法規制等の遵守において、公的機関から改善命令または罰則を科せられた場合は、速やかにタツモ調達部にその内容を連絡頂きますようお願いします。

５．３ 物品の評価

（１）お取引先様は、タツモに納入する物品の含有化学物質情報をあらかじめ調査してください。
物品の含有化学物質の調査は、タツモ「含有化学物質調査要領」に基づいて実施してください。

（２）タツモからお取引先様に、取引対象物品に関する物品調査の回答を依頼します。

（３）タツモは、ご回答いただいた物品調査を基に判定し、要求事項を満たしている物のみ購入します。

５．４ 不使用証明書

タツモは、調達品について、必要に応じ、品質管理の視点から化学物質の不含有を保証して頂きます。タツモより依頼された場合、お取引先様に「不使用証明書」の提出をお願いします。その詳細につきましては、タツモ㈱調達部が決定して実施します。

６．協力・体制

製品含有化学物質に関する調査は、必要に応じてさらに上流のお取引先様に調査を実施して頂き、その結果をもとに回答ください。また、調査の状況によりタツモが必要と判断した場合は、監査を行うことがありますので、ご協力をお願いします。

７．関係子会社

プレテック株式会社

本社・工場　　〒７１５－０００４

岡山県井原市木之子町２７５０番地

８．情報の取り扱い

ご回答いただいた情報は環境調査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

９．個人情報の取り扱いについて

タツモは、ご提供いただいた個人情報について次のとおり扱います。

以下の取り扱いに同意頂ける場合のみ、（別紙１）にご記入下さい。

・ご提供頂いた個人情報は、記載内容について問い合わせをするために必要な範囲で利用します。
・ご提供頂いた個人情報は、上記目的で利用するほか、法令に基づく場合を除き、同意なく第三者へ提供しません。
・ご提供頂いた個人情報は安全に管理いたします。

１０.参考

・ＩＥＣ　６２４７４のホームページ

本データベースは、国際規格IEC62474の利用に不可欠な各種の情報を収載したデータベースであり、IECにより運営管理されている公開データベースです。

http://std.iec.ch/iec62474

ジョイント・インダストリー・ガイドライン（JIG）101を、マテリアルデクラレーションの新たな規格であるIEC62474へ移行。

・国内ＶＴ６２４７４のホームページ

国内VT62474は、IEC/TC111の国内委員会（事務局：JEITA環境部）内に2012年4月に設置された分科会の一つであり、VT62474の“VT”とは、Validation Team（検証チーム）の略です。

http://www.vt62474.jp/

JGPSSIは2012年5月をもって発展的に解消し、その活動の多くをIEC/TC111の国内組織(国内VT62474)に移行しました。

・ＪAMP　　：アーティクルマネジメント推進協議会

（Joint Article Management Promotion-consortium）のことです。

用語の定義、記入様式等は、以下 ＪAMP ホームページを参照してください。

http://www.jamp-info.com/

１１．お問合せ先

調達部	調達管理課	グリーン調達専用　mail: green-procurement@tazmo.co.jp
	加工管理係	TEL 0866-62-5190　FAX 0866-62-5488　mail: kakouka@tazmo.co.jp
	購 買 係	TEL 0866-62-1089　FAX 0866-63-2353　mail: sizaika@tazmo.co.jp
プレテック（株）		TEL 0866-62-0770　FAX 0866-62-0805　mail: soumu@pretec.jp

１２．改定

本ガイドラインは、今後の法規制および社会動向により適宜改定致します。

１３．制定、改定履歴（文書番号）

制定：２００６年０６月０１日（EM0020）
改定：２００７年０６月０１日（EM0020-01）
改定：２００７年０６月２５日（EM0020-02）
改定：２０１０年０８月１６日（EM0020-03）
改定：２０１２年０３月２６日（EM0020-04）
改定：２０１４年０４月０１日（EM0020-05）

発行：タツモ株式会社
〒715-8603
岡山県井原市木之子町６１８６

(別紙 1)

環境保全活動に関する取組み調査票

発行日:　　年　月　日

タツモ株式会社

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿宛

お取引様 会社名	
所在地	
代表者名	印
記入責任者 (役職・氏名)	
TEL	
E−mail	

当社の環境保全活動の取組みについて、下記のとおり報告致します。

(1) 環境保全活動への取組み

① ISO14001 など第三者機関の認証を取得済み。 ／ 取得予定がある。　YES／NO

取得日:　　年　月　日　　認証機関:＿＿＿＿＿＿

取得規格:＿＿＿＿＿＿＿＿　認証番号:＿＿＿＿＿＿

(取得予定:　　年　月頃)

② 環境保全に関する次の取組みを実施している。(上記①がYESの場合は記入不要)

a. 環境保全について企業理念、方針などが明確にされている。　YES／NO

b. 環境保全活動を推進する仕組みが明確にされている。　YES／NO

c. 環境関連法規制を順守している。(土壌・地下水汚染防止対策等を含む)　YES／NO

d. 全従業員に対し、環境保全に関する教育・啓蒙を行っている。　YES／NO

e. 環境に配慮した製品造りおよび物流の合理化などを行っている。　YES／NO

(2) 製品含有化学物質に関する管理を確実にする仕組みの構築および運用

① 設計から調達、製造、出荷までの全ての工程において、使用禁止物質を含有する製品・部品を造らない、使用しない仕組みを構築し、運用している。　YES／NO

もしくは、その予定がある。(予定:　　年　月頃)

② 製品含有化学物質に関する次の取組みを実施している。(上記①がYESの場合は記入不要)

a. 製品を構成する部品・材料等の化学物質含有情報を必要な時期に入手し、その情報管理ができている。　YES／NO

b. 製品含有化学物質管理を推進する体制(組織、役割、責任)が明確にされている。　YES／NO

c. 関連する従業員に製品含有化学物質に関する必要な教育を実施している。　YES／NO